

◎新潟県告示第789号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人社団 正木医院	妙高市小出雲3丁目7番1号	平成24年6月1日